

昭和学院短期大学長期履修生規程

平成 19 年 1 月 17 日制定

平成 24 年 3 月 7 日改正

(目的)

第 1 条 この規程は、昭和学院短期大学における長期履修生に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 長期履修生とは昭和学院短期大学学則第 34 条に基づき、短期大学の課程を 3 年、又は 4 年をかけて履修し卒業する者のことをいう。

(手続)

第 3 条 長期履修生としての受入れを志願する者は、出願手続の際に修業年限を申し出なければならない。

(入学の許可)

第 4 条 前条の出願者については、選考のうえ、長期履修生として入学を許可することがある。

(修業年限)

第 5 条 修業年限は 3 年又は 4 年とする。

(在学年限)

第 6 条 前条で申請した修業年限内で、卒業に必要な単位が修得できない時は、在学年限 4 年の限度内で延長することができる。しかし、長期履修生としての身分は停止することとなり、授業料等は学則第 8 条に定める修業年限 2 年の学生と同じ扱いとなる。

(履修方法)

第 7 条 申請した修業年限の中でバランスよく履修するために、各年度の履修科目及び履修単位数の上限を決定しなければならない。

(卒業)

第 8 条 本学にあらかじめ申し出た期間在学し、学則に定める授業科目及び単位数を修得した者には、卒業証書を与える。

(学位)

第 9 条 本学を卒業した者は、所定の学位を授与する。

(授業料等の納入)

第 10 条 授業料等については、学則第 43 条及び第 44 条に定める授業料等の 2 年間の合計額を修業年限により等分に分割し、分納することができる。但し、入学金及び入学時設備費は分納することができない。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

